

大分市男女共同参画推進団体の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は本市における男女共同参画を推進する団体の活動支援及びこれらの団体間におけるネットワーク形成を図り、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として、団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 男女共同参画の推進を目的とする又は推進に寄与する活動を継続的に行っていること。
- (2) 原則として団体構成員の半数以上が市内在住し、在勤し、在学している者であり、本市を主な活動場所としていること。
- (3) 規約、会則その他これに準ずるもの（以下「規約等」という。）により、その団体の目的や活動内容等が把握できること。
- (4) 構成員が5人以上であり、その団体及び団体の活動への参加を希望する者が、新たに加わることができる団体であること。
- (5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体でないこと。
- (7) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する事業に参加又は協力できる団体であること。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、大分市男女共同参画推進団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約等
- (2) 会員名簿
- (3) 大分市男女共同参画推進団体活動報告及び活動計画書（様式第2号。以下「活動計画書」という。）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、大分市男女共同参画推進団体登録決定に関する通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(活動計画書の提出)

第5条 前条の規定による登録の決定の通知を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、

登録を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月末までに、活動計画書を市長に提出するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第 6 条 登録団体は、第 3 条に規定する申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は団体登録の取消しを希望する場合は、大分市男女共同参画推進団体登録変更・取消届（様式第 4 号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第 7 条 登録の有効期間は、登録を受けた日から当該日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

(登録の更新)

第 8 条 有効期間の満了により登録の更新をしようとするときは、新たに登録の申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による登録の申請は、登録の有効期間満了の日の属する年の 2 月 1 日から 2 月末日までの間に行わなければならない。
- 3 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録団体への支援措置)

第 9 条 登録団体に対しては、次に掲げる支援措置を行うものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の提供
- (2) 登録団体及び登録団体の活動に関する情報発信の場の提供
- (3) 会議室の提供

(登録団体の取消し)

第 10 条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に定める要件を欠いたとき。
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) 登録団体が解散したとき。
- (4) 男女共同参画を推進する団体としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (5) その他、市長が不適当であると認めたとき。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 7 月 11 日から施行する。ただし、第 9 条第 3 号については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。